

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 (改革推進課) 二

○埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 () 三

○知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則 (文書課) 四

○埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則 (金融課) 八

○埼玉県景観規則の一部を改正する規則 (県土づくり企画室) 八
○公益法人制度改革に伴う関係規則の整備に関する規則 (教委・総務課) 八

○埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する等の規則 (警務課) 一〇

○埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則 () 一一

訓令

○埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則 (警務課) 一一

○公益法人等への職員の派遣等に関する規則等の一部を改正する規則 (任用審査課) 一一

○職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 一三

○技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令 () 一三

○埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令 (教委・総務課) 一三

○教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 () 一五

○技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令 (教職員課) 一五

告示

○情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示 (電子サービス推進室) 一五

○特定非営利活動法人の設立に係る告示 (南部振興) 一六

○ (利根振興) 一六

○ (NPO活動推進課) 一六

○和光都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室) 一七

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 一七

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の変更の届出 () 一九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出 () 一九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 () 二〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 () 二〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 () 二〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 () 二〇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課) 二二

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 () 二二

○平成二十一年歯科技工士試験 (保健医療政策課) 二三

○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課) 二四

○測量法に基づく基本測量の実施 (用地課) 二四

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 二四

○富士見都市計画用途地域の変更 (都市計画課) 二四

○戸田都市計画道路の変更 () 二五

○戸田都市計画用途地域の変更 () 二五

○桶川都市計画用途地域の変更 () 二五

○久喜都市計画道路の変更 () 二五

○久喜都市計画用途地域の変更 () 二五

○熊谷都市計画道路の変更 () 二五

○秩父都市計画道路の変更 () 二五

○開発行為に関する工事の完了公示 () 二五

告 (建築指導課) 二五
 ○建築基準法の基づく中間検査に係る特定工程等の指定 () 二五

○都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積及び区域内の建築物に係る数値の変更 () 二六

○都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更 () 二六

○埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正 (出納総務課) 二六

○県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する落札者等の公示 (特別支援教育課) 二七

○ () 二七

○ () 二七

○ () 二七

○県道西金野井春日部線の区域の変更 (越谷県土) 二八
 ○県道春日部久喜線の供用の開始 (杉戸県土) 二九

○県道蓮田杉戸線の供用の開始 () 二九

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (杉戸県土) 三〇

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) 三〇

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 () 三一

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 () 三三

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 () 三五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し () 三五

平成二十年十一月二十八日
 埼玉県規則第九十五号

埼玉県知事 上田清司

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則
 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二第十八号事務の種類の中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄1中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、同欄2中「公益法人等への職員等の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への職員等の派遣等に関する法律」に改め、同欄2中「公益的法人等への職員等の派遣等に関する法律」を「公益的法人等と」に改める。

別表第四総務部の表人事課の項第一号事務の種類の中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、同号知事室長、部長及び会計管理者専決事項の欄1中「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、同欄2中「公益的法人等への職員等の派遣等に関する法律」を「公益的法人等と」に改める。

別表第四福祉部の表社会福祉課の項第一号部長専決事項の欄中9を削り、8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 法第四十七条の二第三項及び第四項の規定に基づき、社会福祉法人の解散及び清算に関し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。

別表第四福祉部の表高齢者福祉課の項第三号部長専決事項の欄中8を削り、7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 法第四十七条の二第三項及び第四項の規定に基づき、社会福祉法人の解散及び清算に関し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別表第四福祉部の表障害者福祉課の項第三号部長専決事項の欄中8を削り、7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 法第四十七条の二第三項及び第四項の規定に基づき、社会福祉法人の解散及び清算に關し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。

別表第四福祉部の表少子政策課の項第三号部長専決事項の欄中9を削り、8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 法第四十七条の二第三項及び第四項の規定に基づき、社会福祉法人の解散及び清算に關し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。

別表第四福祉部の表子育て支援課の項第二号部長専決事項の欄中9を削り、8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 法第四十七条の二第三項及び第四項の規定に基づき、社会福祉法人の解散及び清算に關し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。

別表第四福祉部の表こども安全課の項第二号部長専決事項の欄中9を削り、8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 法第四十七条の二第三項及び第四項の規定に基づき、社会福祉法人の解散及び清算に關し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中17及び18を削り、16を18とし、13から15までを15から17までとし、同欄12中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改め、同欄12を同欄13とし、その次に次のように加える。

14 法第五十六条の十二第三項及び第四項の規定に基づき、医療法人の解散及び清算に關し、裁判所に意見を述べ、又は調査すること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄中11を12とし、10を11とし、9の次に次のように加える。

10 法第四十四条第三項の規定に基づき、財団たる医療法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めないうで死亡した場合に、利害関係人の請求又は職権によりこれを定めること。

別表第四保健医療部の表医療整備課の項第一号部長専決事項の欄19中「並びに」の下に「法」を加え、「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改める。

別表第四産業労働部の表金融課の項第一号部長専決事項の欄1中「第十九条において準用する民法第五十六条」を「第十二条の五」に改め、同表産業人材育成課の項専決事項の欄4中「第九十四条において準用する法第七十四条」を「第九十条第一項において準用する法第六十一条」に改め、同欄5中「第九十四条において

準用する法第八十三条」を「第九十条第一項において準用する法第七十五条」に改め、同項部長専決事項の欄8及び9を削り、同欄7中「第四十一条第二項及び第三項」を「第四十二条第二項及び第三項」に改め、同欄中7を9とし、6を8とし、5の次に次のように加える。

6 法第三十五条第四項の規定に基づき、財団たる職業訓練法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は役員に關する事項を定めないうで死亡した場合に、利害関係人の請求又は職権によりこれを定めること。

7 法第三十七条の七の規定に基づき、仮理事を選任すること。

別表第四産業労働部の表産業人材育成課の項部長専決事項の欄10中「第六十四条第四項」を「第四十六条第四項」に改め、同欄15を削り、同欄14中「第九十四条において準用する法第七十九条」を「第九十条第一項において準用する法第七十一条」に改め、同欄14を同欄15とし、同欄13中「第九十四条において準用する法第七十八条第二項」を「第九十条第一項において準用する法第七十条第二項」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12中「第九十四条において準用する法第七十七条第二項」を「第九十条第一項において準用する法第六十四条第二項」に改め、同欄12を同欄13とし、同欄11中「第九十四条において準用する法第七十五条第二項」を「第九十条第一項において準用する法第六十二条第二項」に改め、同欄中11を12とし、10の次に次のように加える。

11 法第九十条第一項において準用する法第三十七条の七の規定に基づき、仮理事を選任すること。

別表第四国土整備部の表(県土づくり企画室長)の項第一号部長専決事項の欄27中「民法第三十四条の法人及び」を「一般社団法人若しくは一般財団法人又は」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

埼玉地域機関事務の委任及び決裁に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十六号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則
埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一委任事務の欄中第五号から第八号までを削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、同表専決事項の欄第十六号から第二十二号までを削り、同欄第二十三号中「第三十四号」を「第二十七号」に改め、同号を同欄第十六号とし、同欄第二十四号から第三十五号までを七号ずつ繰り上げ、同欄第三十六号中「第六十八号」を「第六十一号」に改め、同号を同欄第二十九号とし、同欄第三十七号から第七十号までを七号ずつ繰り上げる。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第二号専決事項の欄中24を26とし、23を25とし、22を削り、21を24とし、20を23とし、19を22とし、18を20とし、その次に次のように加える。

21 法第三十二条の三の規定に基づき、解散した特定非営利活動法人の清算終了の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第二号専決事項の欄中17を18とし、その次に次のように加える。

19 法第三十一条の八の規定に基づき、解散した特定非営利活動法人の清算人就任の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第二号専決事項の欄中16を17とし、15を16とし、14を削り、13を15とし、5から12までを7から14までとし、4の次に次のように加える。

5 法第十七条の三の規定に基づき、特定非営利活動法人の仮理事を選任すること。

6 法第十七条の四後段の規定に基づき、特定非営利活動法人の特別代理人を選任すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第六号委任事務の欄5中「第七十三条第四項において準用する民法(明治二十八年法律第八十九号)第八十三条」を「第七十二条の十八の十」に改め、同号専決事項の欄12中「第七十三条第二項において準用する民法第五十六条の規定に基づき、仮理事」を「第七十二条の十二の六の規定に基づき、一時理事の職務を行うべき者」に改め、同欄13中「第七十三条第二項において準用する民法第五十九条第三号」を「第七十二条の十二の八第三号」に改める。

別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第二号専決事項の欄5を次のように改める。

5 法第五十三条第一項の規定に基づき、一時役員職務を行うべき者を選任すること。

別表第二地方機関の表川越農林振興センター所長及び秩父農林振興センター所長の項第二号専決事項の欄に次のように加える。

7 法第九十八条の六の規定に基づき、一時理事の職務を行うべき者を選任すること。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所所長の項第二号専決事項の欄5を次のように改める。

5 法第五十三条第一項の規定に基づき、一時役員職務を行うべき者を選任すること。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所所長の項第二号専決事項の欄に次のように加える。

7 法第九十八条の六の規定に基づき、一時理事の職務を行うべき者を選任すること。

附 則

この規則中、別表第二の改正規定は平成二十年十二月一日から、別表第一の改正規定は平成二十一年一月一日から施行する。

~~~~~

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 埼玉県規則第九十七号

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、知事の所管に属する特例民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。)の監督(整備法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされるものを

除く。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例民法法人の合併の認可の申請)

第二条 合併をする特例民法法人は、整備法第六十九条第一項の規定により合併の認可を受けようとするときは、様式第一号の申請書(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令(平成十九年政令第二百七十七号)以下この条において「整備法施行令」という。)第一条第一項の規定により合併

をする特例民法法人が共同して認可の申請をしようとするときは、様式第二号の申請書)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 整備法第六十九条第三項第一号から第四号までに掲げる書類

二 整備法施行令第二条第一号及び第二号に掲げる書類

三 合併存続特例民法法人(整備法第六十九条第一項に規定する合併存続特例民法法人をいう。以下同じ。)における合併後の理事及び監事の名簿

2 前項第二号に規定する整備法施行令第二条第一号に掲げる書類の様式は、様式第三号のとおりとする。

(特例民法法人の合併の登記の届出)

第三条 合併存続特例民法法人は、整備法第七十二条第二項の規定により合併の登記の届出をしようとするときは、様式第四号の届出書に当該合併存続特例民法法人の登記事項証明書を添付して、知事に提出しなければならない。

(特例財団法人の最初の評議員の選任に関する理事の定め認可の申請)

第四条 特例財団法人(整備法第四十二条第一項に規定する特例財団法人をいう。)

は、整備法第九十二条の規定により最初の評議員の選任に関する理事の定め認可を受けようとするときは、様式第五号の申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

2 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和五十三年埼玉県規則第三十三号)は、廃止する。

(知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

3 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年埼玉県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和五十三年埼玉県規則第三十三号)の項を削る。

(知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 特例民法法人については、前項の規定による改正前の知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第一の一の規定は、なおその効力を有する。

様式第1号(第2条関係)

合併認可申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

特例民法法人の名称  
代表者の氏名 ㊦

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定により合併の認可を受けたので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
- (1) 合併存続特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
- (2) 合併消滅特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所

- 2 合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合にあっては、変更後のこれらの事項

- 3 合併の相手方となる特例民法法人の合併前旧主務官庁の名称

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この様式は、合併をする特例民法法人が単独で申請する場合に使用すること。主たる事務所の所在場所は、字・町名及び番地まで記入すること。
- 3 次の書類を添付すること。
  - (1) 吸収合併契約書
  - (2) 吸収合併契約の承認を受けたことを証する書面
  - (3) 合併をする特例民法法人の定款
  - (4) 合併存続特例民法法人の定款の案
  - (5) 様式第3号の書類
  - (6) 合併後の事業活動の内容を記載した書類
  - (7) 合併後の理事及び監事の名簿

様式第2号(第2条関係)

合併認可申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

合併存続特例民法法人の名称  
代表者の氏名 ㊦  
合併消滅特例民法法人の名称  
代表者の氏名 ㊦

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第69条第1項の規定により合併の認可を受けたので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併をする特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
- (1) 合併存続特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所
- (2) 合併消滅特例民法法人の名称及び主たる事務所の所在場所

- 2 合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合にあっては、変更後のこれらの事項

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この様式は、合併をする特例民法法人の合併前旧主務官庁が同一であって、これらの特例民法法人が共同して申請する場合に使用すること。主たる事務所の所在場所は、字・町名及び番地まで記入すること。
- 3 次の書類を添付すること。
  - (1) 吸収合併契約書
  - (2) 吸収合併契約の承認を受けたことを証する書面
  - (3) 合併をする特例民法法人の定款
  - (4) 合併存続特例民法法人の定款の案
  - (5) 様式第3号の書類
  - (6) 合併後の事業活動の内容を記載した書類
  - (7) 合併後の理事及び監事の名簿

様式第3号(第2条関係)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令第5条第1項各号に掲げる額及び同条第2項各号に掲げる額について

合併存続特例民法法人の名称：

|        | 合併直後 (A) | 合併直前 (B) | 差額 (A-B) |
|--------|----------|----------|----------|
| 負債の部の額 | ①        | ②        |          |
| 資産の部の額 | ③        | ④        |          |

(単位：円)

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
  - 2 ①から④までの各欄には、それぞれ、次に掲げる金額を記入すること。
    - ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令(以下「整備法施行令」という。)第5条第1項第1号に掲げる額(合併の直後における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成するするならば当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額)
    - ② 整備法施行令第5条第1項第2号に掲げる額(合併の直前における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成するするならば当該貸借対照表の負債の部に計上すべき額)
    - ③ 整備法施行令第5条第2項第1号に掲げる額(合併の直後における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成するするならば当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額)
    - ④ 整備法施行令第5条第2項第2号に掲げる額(合併の直前における合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成するするならば当該貸借対照表の資産の部に計上すべき額)

様式第4号(第3条関係)

合併登記完了届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

合併存続特例民法法人の名称  
代表者の氏名 ㊞

合併の登記を行ったので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第72条第2項の規定により、登記事項証明書を添付して届け出ます。

(備考)  
用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

様式第5号(第4条関係)

最初の評議員の選任に関する理事の定め  
の認可申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

特例財団法人の名称  
代表者の氏名 ㊦

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第92条の規定により、最初の評議員の選任に関する理事の定めについて認可を受けたもので、下記のとおり申請します。

記

最初の評議員の選任に関する理事の定め

埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第九十八号

埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則(平成八年埼玉県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第十五項及び第十六項並びに別表第二第十三項から第十六項までの規定中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

埼玉県景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第九十九号

埼玉県景観規則の一部を改正する規則

埼玉県景観規則(平成十九年埼玉県規則第九十号)の一部を次のように改正する。  
第二十三条第一号中「又は寄附行為」を削る。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

公益法人制度改革に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

## 埼玉県教育委員会規則第三十二号

公益法人制度改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(産業教育手当の支給に関する規則の一部改正)

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。



第一条 産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第二条 学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第十二条の四第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部改正)

第三条 定時制通信教育手当の支給に関する規則(昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第四条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「無給公益法人等派遣職員」を「無給公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第三条第三号二中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第八条第五号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第十二条第二項第六号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(学校職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第五条 学校職員の管理職手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第六条 学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、同条第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第七条 博物館の登録に関する規則(昭和四十五年埼玉県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「~~品名~~」を削り、同様式の添付書類1中「~~品名~~」に改め、「~~品名~~」を削り、同様式の添付書類2中「~~品名~~」を「~~品名~~」に改める。

(埼玉県教育局組織規則の一部改正)

第八条 埼玉県教育局組織規則(昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十六号中「法人」の下に「特例民法法人に限る。」を加える。

第七条第七号中「財団法人埼玉県教職員互助会」の下に「(昭和四十七年七月一日に財団法人埼玉県教職員互助会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第十条第十四号中「財団法人埼玉県学校給食会」の下に「(昭和三十一年三月二十九日に財団法人埼玉県学校給食会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第十四条第二十三号中「財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団」の下に「(昭和五十五年四月一日に財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同条第二十四号中「財団法人けやき文化財団」の下に「(平成九年五月二十六日に財団法人けやき文化財団という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第十五条第七号中「財団法人埼玉県体育協会」の下に「(昭和四十五年五月十三日に財団法人埼玉県体育協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第九条 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同条第二十一号中「公益法人」の下に「(特例民法法人に限る。)」を加える。

(学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第十条 学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年埼玉県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改める。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第十一条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第八条の第三項第三号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第十二条 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号ト中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「以下」を「次号において」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第七号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第四条第一項第三号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(埼玉県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第十三条 埼玉県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十八号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

2 埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の項を削る。

(埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項の規定による特例民法法人についての第十三条の規定による廃止前の埼玉県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第十一条第一項の規定による書面の保存は、なお従前の例による。

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成20年11月28日

埼玉県公安委員長 田 木 義 文

埼玉県公安委員会規則第14号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する等の規則

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第一条 埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第8の2中「財団法人」を「一般財団法人」に、「社団法人」を「一般社団法人」に、「定款、寄付行為等」を「定款等」に改める。

(埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正)

第2条 埼玉県交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年埼玉県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 項 及 び 別 記 様 式 第 4 号 中 「寄 附 行 為 等 変 更 届 出 書」を 「定 款 等 変 更 届 出 書」に 改 め る。

(埼 玉 県 公 安 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 公 益 法 人 の 設 立 及 び 監 督 に 関 す る 規 則 の 廃 止)

第 3 条 埼 玉 県 公 安 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 公 益 法 人 の 設 立 及 び 監 督 に 関 す る 規 則 (昭 和 59 年 埼 玉 県 公 安 委 員 会 規 則 第 3 号) は、廃 止 す る。

附 則

こ の 規 則 は、平 成 20 年 12 月 1 日 か ら 施 行 す る。

埼 玉 県 警 察 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 20 年 11 月 28 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 委 員 長 由 木 義 文

埼 玉 県 公 安 委 員 会 規 則 第 15 号

埼 玉 県 警 察 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

埼 玉 県 警 察 組 織 規 則 (昭 和 50 年 埼 玉 県 公 安 委 員 会 規 則 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 17 条 中 第 18 号 を 第 19 号 と し、第 12 号 か ら 第 17 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ、第 11 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(12) イ ン タ ー ネ ッ ト 異 性 紹 介 事 業 を 利 用 し て 児 童 を 誘 引 す る 行 為 の 規 制 等 に 関 す る 法 律 (平 成 15 年 法 律 第 83 号) に 規 定 す る 犯 罪 の 取 締 り に 関 す る こ と (少 年 捜 査 課 の 所 掌 に 属 す る も の を 除 く。)

第 18 条 の 2 第 3 号 中 「(平 成 15 年 法 律 第 83 号) に 基 づ く 是 正 命 令 等」を 「に 規 定 す る 禁 止 誘 引 行 為 に 係 る 犯 罪 の 捜 査」に 改 め る。

附 則

こ の 規 則 は、平 成 20 年 12 月 1 日 か ら 施 行 す る。

埼 玉 県 警 察 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 20 年 11 月 28 日

埼 玉 県 公 安 委 員 会 規 則 第 16 号

埼 玉 県 公 安 委 員 会 委 員 長 由 木 義 文

埼 玉 県 警 察 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則  
埼 玉 県 警 察 組 織 規 則 (昭 和 50 年 埼 玉 県 公 安 委 員 会 規 則 第 1 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 56 条 の 4 第 2 項 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(5) オ ウ ム 真 理 教 犯 罪 救 済 者 等 を 救 済 す る た め の 給 付 金 の 支 給 に 関 す る 法 律 (平 成 20 年 法 律 第 80 号) 第 3 条 第 1 項 に 規 定 す る 給 付 金 に 関 す る こ と。

附 則

こ の 規 則 は、平 成 20 年 12 月 18 日 か ら 施 行 す る。

公 益 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 年 十 一 月 二 十 八 日

埼 玉 県 人 事 委 員 会 委 員 長 香 川 實

埼 玉 県 人 事 委 員 会 規 則 一 七 一 四

公 益 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則  
(公 益 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)

第 一 条 公 益 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 規 則 (埼 玉 県 人 事 委 員 会 規 則 一 七 一 四) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

題 名 を 次 の よ う に 改 め る。

公 益 的 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 規 則

第 一 条 中 「公 益 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例」を 「公 益 的 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例」に、 「公 益 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 し」を 「公 益 的 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 し」に 改 め る。

(初 任 給、昇 格、昇 給 等 の 基 準 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正)

第 二 条 初 任 給、昇 格、昇 給 等 の 基 準 に 関 す る 規 則 (埼 玉 県 人 事 委 員 会 規 則 七 一 二 一 一) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 十 六 条 第 四 号 中 「公 益 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例」を 「公 益 的 法 人 等 へ の 職 員 の 派 遣 等 に 関 す る 条 例」に、 「公 益 法 人 等 派 遣 条 例」を 「公 益 的 法 人 等 派 遣 条 例」に 改 め る。

第 二 十 一 条 第 一 項 中 「公 益 法 人 等 派 遣 条 例」を 「公 益 的 法 人 等 派 遣 条 例」に 改 め る。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第三条 給料等の支給に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一〇)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、同条第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第八条中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―八五四)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「以下」を「次号において」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第七号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第四条第一項第三号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第五条 初任給調整手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―五六)の一部を次のように改正する。

第七条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第六条 通勤手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二四)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第十二条の四第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に

改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第七条 単身赴任手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―五五〇)の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「公益法人等への職員の派遣等に関する規則」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」に改める。

(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部改正)

第八条 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―九三)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「無給公益法人等派遣職員」を「無給公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第三条第三号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第五条の二及び第八条第五号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

(農業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第九条 農業普及指導手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一〇七)の一部を次のように改正する。

第三条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部改正)

第十条 埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則(埼玉県人事委員会規則八―三)の一部を次のように改正する。

第四条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

第八条第二項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第九条第一号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。  
 第十一条第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第十一条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一三一一八)の一部を次のように改正する。

第七条の三第三項第三号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第十二条 職員の育児休業等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一八一六)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第二十八号

本 庁  
 地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局  
 埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司  
 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程(昭和二十七年埼玉県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等

への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等に」を「公益的法人等に」に、「公益法人等と」を「公益的法人等と」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

埼玉県訓令第二十九号

本 庁  
 地域機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司  
 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同条第一項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第二項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

埼玉県教育委員会訓令第七号

埼玉県教育局  
 県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程(昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十二号事務の種類の中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同号教育長専決事項の欄1中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同欄2中「公益法人等への職員」の派遣等に関する条例を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等」と「公益的法人等」とに改める。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄9から11までの規定中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同欄12中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同号教育長専決事項の欄12から14までの規定中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同欄15中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同項第四号事務の種類の中「公益法人」の下に「(特例民法法人に限る。)」を加え、同号教育長専決事項の欄1及び2を次のように改める。

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この項において「整備法」という。)第六十九条第一項の規定に基づき、特例民法法人の合併を認可すること。

2 整備法第九十六条第二項の規定に基づき、特例民法法人の解散を命ずること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第四号部長専決事項の欄5中「規則第十条」を「整備法第九十五条」に改め、同欄中5を7とし、4を削り、同欄3中「民法第七十二条第二項及び埼玉県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十八号。以下この項において「規

則」という。)第十三条第一項」を「整備法第九十五条」に改め、同欄中3を6とし、同欄2中「民法第六十七条第一項及び第二項」を「整備法第九十五条」に改め、同欄中2を5とし、5の前に3及び4として次のように加える。

3 整備法第九十二条の規定に基づき、特例財団法人の最初の評議員の選任手続を認可すること。

4 整備法第九十四条第六項の規定に基づき、特例財団法人の定款の変更を認可すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第四号部長専決事項の欄1中「民法第三十八条第二項」を「整備法第八十八条」に改め、「基づき」の下に「特例社団法人の」を加え、同欄中1を2とし、同欄に同欄1として次のように加える。

1 整備法第六十七条第二項の規定に基づき、吸収合併契約の承認を受ける手続を承認すること。

別表第二教育総務部の表総務課の項第四号部長専決事項に次のように加える。

8 整備法第九十六条第一項の規定に基づき、特例民法法人に対して必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第二教育総務部の表教職員課の項第二号教育長専決事項の欄1中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄8から10までの規定中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同欄11中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同号教育長専決事項の欄16から18までの規定中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同欄19中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同欄16から18までの規定中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同欄19中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同欄19中「公益法人等」に改める。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育委員会決裁事項の欄9から11までの規定中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同欄12中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同号教育長専決事項の欄11から13までの規定中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同欄14中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、

同号部長専決事項の欄8から10までの規定中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同欄11中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、別表第二教育総務部の表教職員課の項第二号教育長専決事項の欄1の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県教育委員会訓令第八号

埼玉県教育局  
県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程(昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等」を「公益的法人等」に、「公益法人等と」を「公益的法人等と」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

埼玉県教育委員会訓令第九号

埼玉県教育局  
県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号)の

一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「公益法人等」を「公益的法人等」に改め、同条第一項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第二項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千五百七十六号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年埼玉県規則第三十七号)第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

| 名称                                                                              | 条項                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)                                          | 第七条第一項、第十一条第二項、第十二条第一項、第十三条第一項、第二十二條第一項、第二十四條第一項、第二十五條第一項、第二十六條、第二十九條第一項第四号)                                           |
| 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号) | 第百三条第一項、第百六條第二項(行政庁への届出に限る。)、第百二十條第一項、第百二十一條第一項(行政庁への届出に限る。)、第百二十四條、第百二十五條第一項及び第三項、第百二十六條第一項、第百二十七條第三項、第百三十條、第百三十二條第二項 |

|                                                                                               |                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十八号)</p>                                           | <p>第八条第三項及び第四項、第四十一条第三項及び第四項、第四十二条第三項及び第四項、第四十五条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項</p> |
| <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十九号)</p> | <p>第三十三条第一項</p>                                                          |

埼玉県告示第千五百七十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日

平成二十年十一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域活動支援センター糸ぐるま

代表者の氏名

奥谷 盛昭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市中央七丁目二三番一四号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の生活地域における社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進、並びにその家族の身体的又は精神的な負担の軽減を図るため、生活支援等の場を提供することを目的とする。

埼玉県告示第千五百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人じりつ

代表者の氏名

岩上 洋一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目四番二十八号 田口ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者が地域の中で、安心して、自信をもって、自由に生きていくための支援を行うとともに

に、障がいがあるにかかわらずお互いを大切にして、共に生き、共に成長して、そこで得た新しい自分の力を発揮して、みんなが主役となる地域社会を創造するための事業を行って、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百七十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はびねす

代表者の氏名

三



| 名称                   | 開設者名        | 所在地                           | 指定年月日       |
|----------------------|-------------|-------------------------------|-------------|
| 西川眼科病院               | 柿沼源幸        | 川口市並木二一〇一八                    | 平成二十年七月二十八日 |
| はやの眼科                | 医療法人社団真優貴会  | 川口市芝五一九一三二                    | 平成二十年十月一日   |
| 内田医院                 | 内田正浩        | 秩父市本町八一六                      | 平成二十年十月一日   |
| くわのみクリニックス           | 社会福祉法人桑の実会  | 所沢市山口一八五〇一八                   | 平成二十年十月六日   |
| 医療法人順成会 陽だまりの丘クリニックス | 医療法人順成会     | 所沢市東狭山ヶ丘一三九一五                 | 平成二十年十月一日   |
| 医療法人財団石心会 さやま腎クリニックス | 医療法人財団石心会   | 狭山市入間川四一五二〇                   | 平成二十年十一月一日  |
| 中井皮膚科医院              | 医療法人中井皮膚科医院 | 越谷市越ヶ谷一三一三第一海野ビル二階            | 平成二十年十月一日   |
| 北戸田アイクリニックス          | 宮川達夫        | 戸田市美女木東一三二一イオン北戸田ショッピングセンター二F | 平成二十年十月一日   |
| マキレディースクリニックス        | 富田真木        | 入間市久保稲荷一三二九一三                 | 平成二十年十月三十一日 |
| 八潮整形外科内科             | 杉山誠一        | 八潮市南後谷八六五                     | 平成二十年十一月一日  |
| のぶクリニックス             | 齋藤暢彦        | 幸手市栄三二五一一〇二                   | 平成二十年十月一日   |
| 松澤クリニックス             | 松澤裕一        | ふじみ野市ふじみ野三一九一三〇               | 平成二十年四月一日   |
| 初野野医                 | 初野健人        | 入間郡毛呂山町長瀬七七八                  | 平成二十年九月二十三日 |
| 堀中脳神経外科クリニックス        | 堀中直明        | 北葛飾郡鷺宮町東大輪五〇七一                | 平成二十年十一月一日  |
| ひかり歯科クリニックス          | 吉田和正        | 熊谷市赤城町三二六〇三第三ミナモトビル二F         | 平成二十年九月十八日  |

埼玉県告示第千五百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十一指定医療機関

高杉 喜八郎  
主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市桜区栄和六丁目二番三号  
五 定款に記載された目的  
この法人は、回復途上にある精神障

害者に対して、自立生活ができるように生活支援事業を行い、そして全ての精神障害者が暮らしやすい地域社会を実現するために、広報・啓発活動を行い、もってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百八十号  
和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第

百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。  
平成二十年十一月二十八日  
埼玉県知事 上田 清司

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。  
平成二十年十一月二十八日  
埼玉県知事 上田 清司

二 指定施術者

| 氏名                  | 住所 | 施設名称               | 所在地                          |   | 指定年月日       |
|---------------------|----|--------------------|------------------------------|---|-------------|
|                     |    |                    | 名                            | 所 |             |
| 阿部 智慧子              |    | 阿部接骨院              | 熊谷市中央二一四五三                   |   | 平成二十年十月十日   |
| 清水 敬一郎              |    | けんこう堂整骨院           | 東京都足立区東保木間二一六四               |   | 平成二十年十月二十九日 |
| 田代 竜一               |    | たしろ接骨院             | 東京都西東京市住吉町四一八一一九住吉コーポ一F      |   | 平成二十年十月二十日  |
| 森田 泰彦               |    | ところの森整骨院           | 所沢市上新井八七九一八ユニオンビル一〇二一        |   | 平成二十年十一月四日  |
| 野崎 宏伸               |    | 尾久銀座整骨院            | 東京都荒川区東尾久四一二五一八サンロイヤルマンション一F |   | 平成二十年十月八日   |
| ひまわり歯科クリニック         |    | 坂井 章人              | 所沢市久米五三七一三                   |   | 平成二十年十月二十二日 |
| 医療法人社団満友会いとう歯科医院    |    | 医療法人社団満友会          | 深谷市上野台三三〇六一二                 |   | 平成二十年十月一日   |
| 医療法人社団純信会 もり歯科クリニック |    | 医療法人社団純信会          | 入間市下藤沢五一七KRエコー一階             |   | 平成二十年十月一日   |
| 北本 歯科 医院            |    | 北本 厚               | 和光市新倉一〇二六七和光駅前ビル四F           |   | 平成二十年十月十四日  |
| 堤 本 歯科 医院           |    | 堤 俊                | 富士見市鶴馬二六〇〇一六ケーエイトVビル二階       |   | 平成十九年七月十一日  |
| 成 本 歯科 医院           |    | 成 本 千鶴子            | 吉川市道庭二二二二二                   |   | 平成二十年十月十六日  |
| 芝 新 町 調 剤 薬 局       |    | 株式会社トラストファーマシー     | 川口市芝新町四二二八                   |   | 平成二十年十月一日   |
| ジャスコ川口店薬局           |    | イオンリテール株式会社        | 川口市安行領根岸三二八〇一                |   | 平成二十年八月二十一日 |
| ジャスコ川口前川店薬局         |    | イオンリテール株式会社        | 川口市前川一〇一一一                   |   | 平成二十年八月二十一日 |
| す ば る 薬 局           |    | 株式会社ハートスリー         | 狭山市富士見一七七六                   |   | 平成二十年十一月一日  |
| ジャスコ羽生店薬局           |    | イオンリテール株式会社        | 羽生市川崎二二八一一三                  |   | 平成二十年八月二十一日 |
| ともえ薬局吹上店            |    | アンデルセンエフアンドディー株式会社 | 鴻巣市吹上富士見一七二二八                |   | 平成二十年九月一日   |
| ウエルシア薬局越谷東大沢店       |    | ウエルシア関東株式会社        | 越谷市東大沢三一三二七                  |   | 平成二十年十一月四日  |
| チュウリッパ薬局戸田公園店       |    | 株式会社セキ薬品           | 戸田市本町四一三三五                   |   | 平成二十年十一月一日  |
| ジャスコ北戸田店薬局          |    | イオンリテール株式会社        | 戸田市美女木東一三一一                  |   | 平成二十年八月二十一日 |
| ジャスコ入間店薬局           |    | イオンリテール株式会社        | 入間市上藤沢四六二一一ジャスコ入間店一F         |   | 平成二十年八月二十一日 |
| ホッとライフ薬局            |    | 有限会社アルファプランニング     | 久喜市古久喜二六一一                   |   | 平成二十年十一月四日  |
| コスモス調剤薬局            |    | 株式会社アゼリア           | 坂戸市八幡一〇一五三                   |   | 平成二十年十月一日   |
| あおぞら薬局              |    | 有限会社アゼリア           | ふじみ野市大井中央四一四二六               |   | 平成二十年十一月四日  |
| かわかど薬局              |    | 埼玉スカイテック株式会社       | 入間郡毛呂山町市場九八二一一               |   | 平成二十年十一月一日  |
| 訪問看護ステーション・織姫       |    | 医療法人社団グロリア会        | 狭山市広瀬東三一六一一四                 |   | 平成二十年十月一日   |

|        |              |                          |               |
|--------|--------------|--------------------------|---------------|
| 北川 正彦  | 愛和ラポール整骨院    | 川口市元郷二一五―七二              | 平成二十年 十月 二十日  |
| 武弘 桂子  | しらこぼとほり灸整骨院  | 越谷市赤山町一―五七―七             | 平成二十年 十月 二十七日 |
| 鶴見 英夫  | 鶴見 整骨院       | 所沢市小手指町一―一六―六            | 平成二十年 十一月 六日  |
| 坂井 浩一  | あおば 整骨院      | 入間郡三芳町みよし台一―二二―〇三        | 平成二十年 十月 六日   |
| 松田 健作  | さくら草整骨院埼玉大通り | さいたま市桜区栄和三―二六―二 豊栄ハイツ一F西 | 平成二十年 八月 十日   |
| 太田黒 奉典 | ういず治療院・大宮    | さいたま市北区宮原町一―五三―〇         | 平成二十年 十月 三十一日 |
| 加川 真載  | グリーンはりきゅう整骨院 | 草加市谷塚町五六五―一―一〇―一―二       | 平成二十年 九月 十六日  |
| 早川 洋介  | 北彩ケアマッサージ    | さいたま市見沼区東大宮五―三八―一―〇一     | 平成二十年 十一月 五日  |

埼玉県告示第千五百八十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

| 氏名     | 変更事項 | 変更前               | 変更後             |
|--------|------|-------------------|-----------------|
| 畑中 勝幸  | 所在地  | 川口市中青木一―五―二四      | 川口市上青木西五―二―三一―八 |
| 栗畑 共和  | 所在地  | 名倉堂仁堂接骨院          | じんどう整骨院アスリート    |
|        | 所在地  | さいたま市大宮区桜木町二―二二―九 | 上尾市久保二八三―一四―四〇四 |
|        | 所在地  | レイス治療院            | くりはた在宅サービス      |
| 佐々木 茂之 | 所在地  | 春日部市牛島一五九六―三      | 春日部市牛島二―一七      |

埼玉県告示第千五百八十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

指定医療機関

| 名称        | 所在地                   | 廃止年月日         |
|-----------|-----------------------|---------------|
| ジャスコ川口前川店 | 川口市前川一―一―二一           | 平成二十年 八月 二十一日 |
| もり 歯科     | 入間市下藤沢五―一七KRエコ一―階     | 平成二十年 九月 三十日  |
| ジャスコ入間店   | 入間市上藤沢四六二―一―ジャスコ入間店一F | 平成二十年 八月 二十日  |
| ジャスコ北戸田店  | 戸田市美女木東一―三一―一         | 平成二十年 八月 二十一日 |
| はやの眼科     | 川口市芝新町五―一 SKビル        | 平成二十年 九月 三十日  |
| アレルギー科    | 川口市芝新町五―一 SKビル        | 平成二十年 九月 三十日  |
| ジャスコ川口店   | 川口市安行領根岸三二八〇―一        | 平成二十年 八月 二十一日 |

|                    |              |             |
|--------------------|--------------|-------------|
| すばる薬局              | 狭山市富士見一七七一六  | 平成二十年十月三十一日 |
| いとう歯科医院            | 深谷市上野台三三〇六一二 | 平成二十年九月三十日  |
| ジャスコ羽生店            | 羽生市川崎二二八一一三  | 平成二十年八月二十日  |
| 黒沢医院               | 秩父市野坂町二一六一一四 | 平成二十年十月三十一日 |
| 西川口病院              | 川口市並木二一〇一八   | 平成二十年七月二十七日 |
| 内田医院               | 秩父市本町八一六     | 平成二十年九月三十日  |
| 初野医院               | 入間郡毛呂山町長瀬七一七 | 平成二十年九月二十二日 |
| 医療法人社団有和会<br>堤園科医院 | 富士見市鶴間二五九七   | 平成十三年七月十日   |

|          |                                |             |
|----------|--------------------------------|-------------|
| 安田歯科医院   | 秩父市黒谷一〇六三                      | 平成二十年十月三十一日 |
| 北本歯科医院   | 和光市新倉一七一六七<br>和光駅前ビル4F         | 平成二十年九月三十日  |
| 中井皮膚科医院  | 越谷市越ヶ谷二一一一<br>宮ビルディング2F        | 平成二十年九月三十日  |
| 田中歯科医院   | 北足立郡伊奈町本町二一一一                  | 平成二十年十月十日   |
| 芝新町調剤薬局  | 川口市芝新町四一一〇                     | 平成二十年九月三十日  |
| 松澤クリニック  | ふじみ野市ふじみ野一四一一<br>六六井パークサイドビル2F | 平成十八年三月三十一日 |
| しのはら歯科医院 | 羽生市北一一〇一二四                     | 平成二十年十月十七日  |

埼玉県告示第千五百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

| 名         | 称         | 所               | 在 | 地 | 開設者名        | サービスの種類                  | 指     | 定   | 年   | 月 | 日 |
|-----------|-----------|-----------------|---|---|-------------|--------------------------|-------|-----|-----|---|---|
| 医療法人社団永成会 | 矢作整形外科・内科 | 北葛飾郡鷺宮町東大輪一四三一一 | 三 |   | 医療法人社団永成会   | 訪問看護<br>介護予防訪問看護         | 平成二十年 | 九月  | 十九日 |   |   |
| ウエルシア薬局   | 越谷東大沢店    | 越谷市東大沢三一三一一七    |   |   | ウエルシア関東株式会社 | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年 | 十一月 | 四日  |   |   |
| ファミリー薬局   | 所沢店       | 所沢市久米一五六九一一     |   |   | 有限会社シード     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年 | 十月  | 十日  |   |   |
| ファミリー薬局   | 東松山店      | 東松山市松葉町四一八一四    |   |   | 有限会社シード     | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年 | 十月  | 十日  |   |   |
| 川口前川      | 明生苑       | 川口市前川町三一六五三     |   |   | 株式会社明昭      | 介護予防短期入所生活介護             | 平成二十年 | 八月  | 十五日 |   |   |

|                      |                        |                  |                         |             |
|----------------------|------------------------|------------------|-------------------------|-------------|
| 居宅介護支援事業所ぼぶら         | 春日部市豊町二七二(デイサービス菩提樹二階) | 株式会社まごころ         | 居宅介護支援                  | 平成二十年十一月六日  |
| 訪問介護 桜               | 北葛飾郡松伏町松伏五三八―三         | 株式会社 桜           | 訪問介護                    | 平成二十年十一月一日  |
| デイサービス ぼっぼ           | 上尾市須ヶ谷一―八七―一           | 特定非営利活動法人スマイルハウス | 介護予防訪問介護                | 平成二十年十月十六日  |
| 医療法人大西会リハビリテーションゆうゆう | 草加市新栄町八一三―一四           | 医療法人 大西会         | 介護予防通所介護                | 平成二十年十月二十三日 |
| 所沢悠生苑デイサービスくすのき台     | 所沢市くすのき台三―一二―一         | 株式会社メデイケアーハウジング  | 介護予防通所リハビリテーション<br>通所介護 | 平成二十年十一月四日  |
| 所沢悠生苑ショートステイクすのき台    | 所沢市くすのき台三―一二―一         | 株式会社メデイケアーハウジング  | 介護予防通所介護                | 平成二十年十一月四日  |
| ショートステイ第二つつじの園       | 狭山市入間川沢久保八六五―一         | 社会福祉法人靖和会        | 短期入所生活介護                | 平成二十年十一月四日  |
| ショートステイあさひふじみ野       | ふじみ野市福岡四九八―一           | 株式会社ヴァテイ         | 短期入所生活介護                | 平成二十年十月一日   |
| 居宅介護支援事業所ミント         | 熊谷市日向一三五五―三〇           | 株式会社 リーフ         | 介護予防短期入所生活介護            | 平成二十年十月三十一日 |
| ライフネット指定居宅介護支援事業所    | 熊谷市玉井五―二               | 株式会社 ライフネット      | 居宅介護支援                  | 平成二十年十月二十三日 |
| ライフネットデイサービスセンター     | 熊谷市玉井五―二               | 株式会社 ライフネット      | 通所介護                    | 平成二十年十月二十三日 |
| ライフネットヘルパーステーション     | 熊谷市玉井五―二               | 株式会社 ライフネット      | 介護予防通所介護                | 平成二十年十月二十三日 |
| ライフネット訪問入浴           | 熊谷市玉井五―二               | 株式会社 ライフネット      | 訪問介護                    | 平成二十年十月二十三日 |
| ケアステーション あさひ         | 深谷市宿根一四九九―三            | 株式会社 ヴァテイ        | 訪問入浴介護                  | 平成二十年十月二十三日 |
| あおぞら                 | 桶川市下日出谷九二八―一三          | 株式会社すまいる介護センター   | 介護予防通所介護                | 平成二十年九月三日   |
| 居宅介護支援事業所わかば         | 坂戸市紺屋四〇―三              | 医療法人 若葉会         | 通所介護                    | 平成二十年四月一日   |
| せらび鳩ヶ谷               | 鳩ヶ谷市桜町六一―一二四           | 株式会社日本ケアリンク      | 居宅介護支援<br>認知症対応型通所介護    | 平成二十年六月七日   |

埼玉県告示第千五百八十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む)から、次のとおり変更の届出があった。  
平成二十年十一月二十八日  
埼玉県知事 上田清司

| 名 称                                             | 変更事項       | 変 更 前                                    | 変 更 後                                  | サービスの種類                                                    |
|-------------------------------------------------|------------|------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 北川辺町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所<br>パナソニックエイジフリー介護チェーン越谷 | 所在地<br>名 称 | 北埼玉郡北川辺町麦倉一四八三<br>松下電工エイジフリー介護チェーン越谷     | 北埼玉郡北川辺町柳生五〇一一<br>パナソニックエイジフリー介護チェーン越谷 | 居宅介護支援<br>福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 |
| パナソニックエイジフリー介護チェーン戸田川口西                         | 名 称        | 松下電工エイジフリー介護チェーン戸田川口西                    | パナソニックエイジフリー介護チェーン戸田川口西                | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売           |
| パナソニックエイジフリー介護チェーン武南                            | 名 称        | 松下電工エイジフリー介護チェーン武南                       | パナソニックエイジフリー介護チェーン武南                   | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売           |
| ファミリーケア ケアステーションみさと北                            | 所在地        | 三郷市彦成三一一一九一〇二                            | 三郷市さつき平一一一一                            | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                           |
| ひだまり介護ステーション                                    | 所在地        | 本庄市緑二一一一六                                | パークフィールドみさと九〇五号室<br>本庄市見福一一八二〇         | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                           |
| まなケアセンター                                        | 所在地        | 川口市北原台二一八一<br>(有)角屋酒店別館二F<br>介護ステーションみゆう | 川口市北原台二一四二五<br>レジデンス北原台二〇六<br>まなケアセンター | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                           |
| 小手指第二地域包括支援センター                                 | 名 称        | 三ヶ島第一小手指第二地域包括支援センター                     | 小手指第二地域包括支援センター                        | 介護予防支援                                                     |

|                           |                              |              |                                       |                                      |
|---------------------------|------------------------------|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| ケアセンターとみおか<br>ほっと・ケアライフ栗橋 | 所在地<br>所在地<br>北埼玉郡栗橋町東四一三二五九 | 所沢市中新井一八三二一八 | 所沢市中富一六一七<br>北埼玉郡栗橋町間鎌四七〇一<br>ハーウィル栗橋 | 居宅介護支援<br>訪問介護<br>居宅介護支援<br>介護予防訪問介護 |
|---------------------------|------------------------------|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|

埼玉県告示第千五百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。  
平成二十年十一月二十八日  
埼玉県知事 上田 清 司

| 名 称                 | 所 在 地            | サービスの種類          | 廃 止 年 月 日    |
|---------------------|------------------|------------------|--------------|
| ハッピー草加住吉・訪問看護ステーション | 草加市住吉一―一三―三北ビル三F | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 | 平成二十年 九月 三十日 |

埼玉県告示第千五百八十七号

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり行う。  
平成二十年十一月二十八日

一 試験期日及び試験場所

| 試験期日               | 試験場所                               |
|--------------------|------------------------------------|
| 平成二十一年二月十八日<br>(水) | さいたま市見沼区東大宮一―十二―三十五<br>埼玉歯科技工士専門学校 |
| 平成二十一年二月十九日<br>(木) | さいたま市浦和区高砂三―十二―二十四<br>埼玉教育会館       |

埼玉県知事 上田 清 司

二 試験科目

歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」という。)第八条に掲げる試験科目

三 受験資格

歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十四条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類  
施行規則第七条に規定する受験願書及び書類  
ロ 試験手数料  
三万六千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成二十一年一月十四日(水)

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後三時三十分まで

埼玉県保健医療部保健医療政策課

五 合格発表

平成二十一年三月十八日(水)

埼玉県告示第千五百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク中青木店

川口市中青木二丁目二十四番一 外六筆

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 一三〇台

(変更後) 位置 図面省略 一〇九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 出入口 五箇所

(変更後) 位置 図面省略 出入口 三箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年七月十四日

ニ 届出年月日

平成二十年十一月十三日

二 縦覧期間

平成二十年十一月二十八日から平成二十一年三月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター  
意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十一月二十八日から平成二十一年三月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千五百八十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種別

基本測量(基盤地図情報作成作業)

二 作業期間

平成二十年十二月三日から平成二十一年三月二十七日まで

三 作業地域

さいたま市、川越市、所沢市、深谷市、越谷市、三郷市

埼玉県告示第千五百九十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―五三一―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川越市泉町一―一 外一四筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 三〇三七・六立方メートル

埼玉県告示第千五百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富士見都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供す



る。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、戸田市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、戸田市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第十八条第一項の規定により、桶川都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、久喜都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、熊谷都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、秩父都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年九月十二日

指令杉整第二〇〇八五〇号

二 検査済証番号

平成二十年十一月二十日第五十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸大字下高野字志部一

五〇二一、一五〇三一、一五〇三

一二、一五〇四一、一五〇四一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町和戸一丁目五番九号

株式会社 アイランド・システム

代表取締役 榎本 和男

埼玉県告示第千六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第七条の三第一項第二号の規定により指定する特定工程及び同条第六項の規定により指定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

この告示は、平成二十一年一月一日から施行し、同日以後に、法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八条第二項に規定する計画を通知する建築物について適用する。

平成十八年一月一日からこの告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前

日までに法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物並びに平成十九年六月二十日から施行日の前日までに法第十八条第二項に規定する計画を通知した建築物であつて、平成十七年埼玉県告示第二千七十号(建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定)による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例による。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 中間検査を行う区域

埼玉県の区域のうち、法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

二 中間検査を行う期間

施行日から三年間

三 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

一の建築物における新築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途及び規模のものとする。

- イ 主要構造部の全部又は一部を木造とした住宅(共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。)であつて、地階を除く階数が三以上のもの
- ロ 鉄骨造の建築物又は床及びはりの配筋工事を含む建築物であつて、地

四 階を除く階数が五以上のもの  
指定する特定工程

次のとおりとする。ただし、二にあつては、法第七条の三第一項第一号に規定する工程に係る工事を除く。

イ 前号イに掲げる建築物にあつては、屋根工事

ロ 前号ロに掲げる建築物にあつては、基礎の配筋工事

ハ 前号ロに掲げる建築物のうち、鉄骨造のものにあつては、一階の建て方工事

ニ 前号ロに掲げる建築物のうち、床及びはりの配筋工事を含むものにあつては、二階の床及びこれを支持するはりの配筋工事(当該配筋工事を現場で行わないものは、二階の床及びこれを支持するはりの取付工事)

五 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。

イ 前号イに掲げるものにあつては、壁の外装工事及び内装工事(これらの工事のうち、構法上中間検査前に施工することがやむを得ない工事を除く。)

ロ 前号ロに掲げるものにあつては、基礎コンクリートの打設工事

ハ 前号ハに掲げるものにあつては、耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事

ニ 前号ニに掲げるものにあつては、二階の床及びこれを支持するはりに

配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(二階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を現場で行わないものは、直上階の柱又は壁の取付工事)

埼玉県告示第千六百一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第五十二条第一項第六号、同条第三項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三(欄五)の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積及び区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築指導課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更に係る区域  
ふじみ野市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

埼玉県告示第千六百二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第五十二条第一項第六号、同条第三項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三(欄五)の項の規定により、都市計画区域

のうち用途地域の指定のない区域の面積を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築指導課において縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更に係る区域  
入間郡三芳町の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

埼玉県告示第千六百三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第五十二条第一項第六号、同条第三項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三(欄五)の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積を変更する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更に係る区域  
桶川市の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

埼玉県告示第千六百四号

平成二十年十一月二十八日  
平成十二年埼玉県告示第千三百三十五号

(埼玉県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十一月二十八日  
埼玉県知事 上田清司

二中「埼玉県」を「国内」に改め、「二」に次のただし書を加える。

ただし、窓口における埼玉県の公金の収納事務については、埼玉県内に所在する店舗に限る。

~~~~~

埼玉県告示第十六百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十八日
埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立日高養護学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成20年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
イーグルバス株式会社 埼玉県川越市中中原町2丁目8番地2
- 5 落札金額

- 6 346,683,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成20年8月15日

~~~~~

埼玉県告示第十六百六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十八日  
埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立本庄養護学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成20年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間1丁目20番36号
- 5 落札金額  
104,580,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成20年8月15日

~~~~~

埼玉県告示第十六百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十八日
埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立川越養護学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成20年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5グランドジャリオオ202
- 5 落札金額
52,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成20年8月15日

~~~~~

の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十八日  
埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立所沢養護学校スクールバス運行業務 一式
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
  - 3 落札者を決定した日  
平成20年9月25日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5グランドジャリオオ202
  - 5 落札金額  
37,033,416円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 入札の公告を行った日  
平成20年8月15日
- ~~~~~
- 埼玉県告示第十六百九号
- WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。
- 平成二十年十一月二十八日  
埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量  
埼玉県立狭山養護学校スクールバス  
運行業務 一式  
2 契約に関する事務を担当する部局の  
名称及び所在地  
埼玉県教育局県立学校部特別支援教  
育課総務・振興助成担当 埼玉県さい  
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日  
平成20年9月25日

4 落札者の氏名及び住所  
狭山バス運輸有限公司 埼玉県狭山  
市粕原448番地2

5 落札金額  
39,918,900円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札の公告を行った日  
平成20年8月15日

~~~~~

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十
二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。
平成二十年十一月二十八日
埼玉県飯能県土整備事務所長
根岸 功

一 許可番号
平成二十年六月二十日

指令飯整第二〇〇〇八〇号

二 検査済証番号
平成二十年十一月二十一日

三 開発区域に含まれる地域の名称
飯整第二〇〇〇二八号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町大字西戸八二八番地
高松コーポラスB―二〇七号
松本 晴彦

~~~~~

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百  
五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。  
平成二十年十一月二十八日  
埼玉県東松山県土整備事務所長  
亀井清司

一 許可番号  
平成二十年七月十八日

第二〇〇〇四四〇号

二 検査済証番号  
平成二十年十一月二十一日

三 開発区域に含まれる地域の名称  
第二〇〇〇七五号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
比企郡小川町大字角山字峯山六四一  
―三―  
深谷市武蔵野七一五 エレガントブ  
ルクA一〇二  
嶋田 信広

~~~~~

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第百
五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。
平成二十年十一月二十八日
埼玉県行田県土整備事務所長
南沢 郁一郎

一 許可番号
平成二十年十一月二十一日

指令行整第一二〇一五四二号

二 検査済証番号
平成二十年十一月二十一日第三号

三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡騎西町大字上高柳字舟橋一
五一―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県北埼玉郡騎西町大字上高柳四
四八―二 堤 洋子

~~~~~

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十六号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の  
区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路  
環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

一 道路の種類 県道  
二 路線名 西金野井春日部線  
三 道路の区域

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

| 旧新別 | 区                                  | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考                                     |
|-----|------------------------------------|---|-----------------|--------------|----------------------------------------|
| 新A  | 春日部市金崎字川妻八六一番一地先から同市金崎字川妻八六五番一地先まで |   | 七・五〇<br>一五・五〇   | 九六・三〇        | 地方特定道路（改築）整備工事<br>新Bは橋梁架換えのための仮道設置である。 |
| 新B  |                                    |   | 九・五〇<br>三〇・〇〇   | 九七・一〇        |                                        |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から三十日間埼玉県土整備部道路

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

| 路線名    | 供用開始の区間                                                              | 供用開始の期日              | 備考                                                                                        |
|--------|----------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 春日部久喜線 | 南埼玉郡宮代町字中島六六番地先から同郡同町字中島二四番地先まで<br>南埼玉郡宮代町字中島六〇番一地先から同郡同町字山崎五八八番地先まで | 平成二十年十一月二十八日<br>午前十時 | 平成二〇年七月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十九号の道路予定区域の一部供用開始である。<br>延長二六二・六七メートル<br>同右<br>延長七八四・三三メートル |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十一月二十八日から三十日間埼玉県土整備部道路

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

| 路線名   | 供用開始の区間                           | 供用開始の期日              | 備考                                                                  |
|-------|-----------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 蓮田杉戸線 | 南埼玉郡宮代町字山崎五八六番一地先から同郡同町字中島二四番地先まで | 平成二十年十一月二十八日<br>午前十時 | 平成二〇年七月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第八十一号の道路予定区域の一部供用開始である。<br>延長九二五・五二メートル |

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第百四十二号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十年十一月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

|      |             |                                                |                   |                   |                             |
|------|-------------|------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------------|
| 指定番号 | 指定年月日       | 指定した道路の位置                                      | 道路の幅員<br>(単位メートル) | 道路の延長<br>(単位メートル) | 申請者の住所及び氏名又は名称              |
| 第一号  | 平成二十年十一月十九日 | 北葛飾郡栗橋町北一丁目<br>八〇三―五五、八一三―二六、八二四―二二、<br>七九〇―二二 | 六・〇〇              | 五七・四一七            | 北葛飾郡栗橋町北一丁目十二―三四―六<br>森泉 吉男 |

埼玉県選管告示第百三十二号

平成二十年十一月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があつた。

(平成20年10月1日〜10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

|                 |        |          |                    |       |             |
|-----------------|--------|----------|--------------------|-------|-------------|
| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 公職の種類 | 届出年月日       |
| 自由民主党埼玉県第九選挙区支部 | 大塚 拓   | 小林 隆成    | 入間市豊岡一―二―二三 清水ビル1F | 衆議院議員 | 平成二十年 十月 一日 |

(二) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

|                                |        |          |                 |       |               |
|--------------------------------|--------|----------|-----------------|-------|---------------|
| 政治団体の名称                        | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 公職の種類 | 届出年月日         |
| 変えよう川越市民の会                     | 藤崎 榮一  | 小池 陸嗣    | 川越市六軒町一―四―九     |       | 平成二十年 十月 十五日  |
| かすかべ元氣塾                        | 鬼丸 裕史  | 鬼丸 博     | 春日部市大場二五七―六     |       | 平成二十年 十月 八日   |
| 加藤つねお後援会                       | 加藤 恒男  | 新堀 勇     | 熊谷市鎌倉町一〇四       |       | 平成二十年 十月 二十一日 |
| 戸田をよくする会                       | 富岡 節子  | 加藤 幸子    | 戸田市中町二―一七―五―一〇九 |       | 平成二十年 十月 九日   |
| 未来の埼玉へ新しい力春日部の会                | 水口 泰宏  | 新部 京子    | 春日部市中央二―一七―一    |       | 平成二十年 十月 八日   |
| 未来福祉研究会                        | 須賀 博   | 須賀真理子    | 川越市旭町一―二―四六     |       | 平成二十年 十月 三十一日 |
| 豊かな秩父をめざす会                     | 高野 東征  | 浅見 正     | 秩父市道生町八―一三      |       | 平成二十年 十月 三十一日 |
| (ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 公職の種類 | 届出年月日         |

|                                |        |          |            |           |       |       |        |
|--------------------------------|--------|----------|------------|-----------|-------|-------|--------|
| 大塚 拓 後援会                       | 大塚 拓   | 大塚 拓     | 入間市豊岡一―二―三 | 清水ビル一階    | 衆議院議員 | 平成二十年 | 十月二十三日 |
| 世界システム研究所                      | 大塚 拓   | 大塚 拓     | 入間市豊岡一―二―三 | 清水ビル一階    | 衆議院議員 | 平成二十年 | 十月二十三日 |
| (ハ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年   | 届出年月日  |

|           |      |      |            |        |       |       |        |
|-----------|------|------|------------|--------|-------|-------|--------|
| 大塚 拓 後援会  | 大塚 拓 | 大塚 拓 | 入間市豊岡一―二―三 | 清水ビル一階 | 衆議院議員 | 平成二十年 | 十月二十三日 |
| 世界システム研究所 | 大塚 拓 | 大塚 拓 | 入間市豊岡一―二―三 | 清水ビル一階 | 衆議院議員 | 平成二十年 | 十月二十三日 |

埼玉県選管告示第百三十三号

平成二十年十一月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、  
次の政治団体から異動の届出があった。

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項

新 旧

届出年月日

公明党三郷総支部

代表者

大久保和敏

八潮市大字二―一八七

平成二十年十月二十三日

自由民主党埼玉県参議院選挙区第五支部

主たる事務所の所在地

草加市弁天六―三―一八

八潮市大字二―一八七

平成二十年十月十四日

自由民主党埼玉県衆議院選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第十九条の七第一項第一号

国会議員関係政治団体以外の政治団体

平成二十年十月十五日

自由民主党埼玉県第六選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第十九条の七第一項第一号

国会議員関係政治団体以外の政治団体

平成二十年十月十五日

自由民主党埼玉庄和支部

主たる事務所の所在地

春日部市上柳一―一五―一

春日部市立野一―二―一―一

平成二十年十月一日

自由民主党花園支部

会計責任者

松本光政

矢田伸治

平成二十年十月十四日

自由民主党埼玉第一区総支部

国会議員関係政治団体の区分

法第十九条の七第一項第一号

国会議員関係政治団体以外の政治団体

平成二十年十月十七日

民主党埼玉県第五区総支部

国会議員関係政治団体の区分

法第十九条の七第一項第一号

国会議員関係政治団体以外の政治団体

平成二十年十月十四日

公職の種類

衆議院議員

政治団体

平成二十年十月十四日

|               |               |                                                        |                        |                        |             |            |
|---------------|---------------|--------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|-------------|------------|
| 民主党埼玉県第13総支部  | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体                             | 衆議院議員                  | 国会議員関係政治団体以外の政治団体      | 平成二十年十月十六日  |            |
| 民主党埼玉県第10区総支部 | 公職の種類         | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体                             | 衆議院議員                  | 国会議員関係政治団体以外の政治団体      | 平成二十年十月十七日  | 右          |
| 民主党埼玉県第11区総支部 | 公職の種類         | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体                             | 衆議院議員                  | 国会議員関係政治団体以外の政治団体      | 平成二十年十月十四日  | 右          |
| (二) その他の政治団体  | 公職の種類         | 衆議院議員                                                  |                        |                        |             |            |
| 政治団体の名称       | 異動事項          |                                                        |                        |                        |             |            |
| 一 幸 会         | 国会議員関係政治団体の区分 | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 | 新<br>中根 一幸<br>衆議院議員    | 旧<br>国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 平成二十年十月十五日  | 届出年月日<br>右 |
| 川口鋳物工業政経研究会   | 公職の候補者の氏名     | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 | 伊藤 光男<br>平石 正治<br>宮内 浩 | 児玉 洋介<br>細野 博隆<br>竹内 和 | 平成二十年十月三日   | 右          |
| 久喜地方薬剤師連盟     | 代表者           | 久喜市中央一―二―一八                                            | 宮内 浩                   | 竹内 和                   | 平成二十年十月三十日  | 右          |
| 埼玉県建築士事務所政治連盟 | 主たる事務所の所在地    | 久喜市中央一―二―一八                                            | 久喜市中央一―二―一八            | 久喜市東一―二―一五             | 平成二十年十月七日   | 右          |
| 新政経調査会        | 会計責任者         | 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 | 松永 桂子                  | 的井 博美<br>松永 光          | 平成二十年十月一日   | 右          |
| 人財交友会         | 代表者           | 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体                             | 森岡 洋一郎<br>衆議院議員        |                        | 平成二十年十月十六日  | 右          |
| 税理士による枝野幸男後援会 | 公職の候補者の氏名     | 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体                             | 枝野 幸男                  | 国会議員関係政治団体以外の政治団体      | 平成二十年十月二十七日 | 右          |
|               | 公職の種類         |                                                        |                        |                        |             |            |
|               | 公職の候補者の氏名     |                                                        |                        |                        |             |            |
|               | 公職の種類         |                                                        |                        |                        |             |            |
|               | 公職の候補者の氏名     |                                                        |                        |                        |             |            |



公職の種類  
衆議院議員  
同  
右

たけまさ公一後援会  
国会議員関係政治団体の区分  
法第十九条の七第一項第二号に  
係る国会議員関係政治団体  
政治団体  
同  
同  
平成二十年 十月 十七日

公職の候補者の氏名  
武正公一  
衆議院議員  
同  
同  
平成二十年 十月 十四日

古川としはる岩槻区後援会「岩槻創俊会」  
国会議員関係政治団体の区分  
法第十九条の七第一項第二号に  
係る国会議員関係政治団体  
政治団体  
同  
同  
平成二十年 十月 十四日

公職の種類  
古川俊治  
参議院議員  
同  
同  
平成二十年 十月 十七日

松崎哲久後援会  
国会議員関係政治団体の区分  
法第十九条の七第一項第二号に  
係る国会議員関係政治団体  
政治団体  
同  
同  
平成二十年 十月 十七日

公職の候補者の氏名  
松崎哲久  
衆議院議員  
同  
同  
平成二十年 十月 二十三日

公職の種類  
衆議院議員  
同  
同  
平成二十年 十月 十六日

無所属・かすかべ元気塾  
かすかべ元気塾  
同  
同  
平成二十年 十月 十六日

もりおか洋一郎後援会  
国会議員関係政治団体の区分  
法第十九条の七第一項第二号に  
係る国会議員関係政治団体  
政治団体  
同  
同  
平成二十年 十月 十六日

公職の候補者の氏名  
森岡洋一郎  
衆議院議員  
同  
同  
平成二十年 十月 二十一日

公職の種類  
衆議院議員  
同  
同  
平成二十年 十月 二十一日

山根りゅうじ後援会  
会計責任者  
片野広隆  
同  
同  
平成二十年 十月 二十一日

埼玉県選管告示第三百三十四号  
政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、  
別記一の政治団体から解散した旨の届出があった。  
あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表す  
る。  
平成二十年十一月二十八日  
埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治団体の名称  
糸山英太郎後援会  
平成二十年 九月 三十日  
届出年月日  
平成二十年 十月 十六日  
大利根政治経済研究会  
平成二十年 九月 三十日  
平成二十年 十月 二十日  
基本政策研究会  
平成二十年 九月 三十日  
平成二十年 十月 十七日  
島田徳三後援会  
平成二十年 九月 三十日  
平成二十年 十月 二十日

別記二

政治団体の名称 **糸山英太郎後援会**  
 報告年月日 平成20年10月16日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附

イ その他の収入

10万円未満の収入

合計

[寄附の内訳]

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

(金額) (主たる事務所の所在地)

新日本政経育成会 3,000,000円 東京都港区

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 光熱水費

(イ) 備品・消耗品費

(ウ) 事務所費

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 調査研究費

合計

政治団体の名称 **大利根政治経済研究会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **島田徳三**  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 **大利根町長**  
 報告年月日 平成20年10月20日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

合計

政治団体の名称 **基本政策研究会**

報告年月日 平成20年10月17日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **島田徳三後援会**

報告年月日 平成20年10月20日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

436,711円  
 355,447円  
 81,264円  
 436,711円

72,630円  
 72,630円  
 0円  
 72,630円

6,733円  
 6,733円  
 0円  
 0円

|             |         |                    |          |              |
|-------------|---------|--------------------|----------|--------------|
| 2 収入・支出の内訳  |         | (寄附者の名称)           | (金額)     | (主たる事務所の所在地) |
| (1) 収入の内訳   |         | 大利根政治経済研究会         | 72,630円  | 北埼玉郡大利根町     |
| ア 寄附        |         | (2) 支出の内訳          |          |              |
| (ア) 寄附      |         | ア 経常経費             |          |              |
| a 個人からの寄附   | 8,634円  | (ア) 備品・消耗品費        | 4,829円   |              |
| b 政治団体からの寄附 | 72,630円 | (イ) 事務所費           | 25,000円  |              |
| 合計          | 81,264円 | イ 政治活動費            |          |              |
|             |         | (ア) 組織活動費          | 182,800円 |              |
|             |         | (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 224,082円 |              |
| ア 個人からの寄附   | (金額)    | ア 宣伝事業費            | 224,082円 |              |
| (寄附者の氏名)    | (住所)    | 合計                 | 436,711円 |              |
| その他の寄附      | 8,634円  |                    |          |              |
| イ 政治団体からの寄附 |         |                    |          |              |

埼玉県選管告示第百三十五号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

(平成20年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

|                |         |                    |                    |             |
|----------------|---------|--------------------|--------------------|-------------|
| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類   | 資金管理団体の名称          | 主たる事務所の所在地         | 届出年月日       |
| 加藤 恒男          | 熊谷市議会議員 | 加藤つねお後援会           | 熊谷市鎌倉町一〇四          | 平成二十年十月二十一日 |
| 洪田 智秀          | 埼玉県議会議員 | かすかべ市民参加の「まち」づくりの会 | 春日部市大枝八九武里団地一一九一〇四 | 平成二十年十月十六日  |
| 須賀 博           | 川越市議会議員 | 未来福祉研究会            | 川越市旭町一―二―四六        | 平成二十年十月三十一日 |

埼玉県選管告示第百三十六号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成20年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

|                |       |            |            |
|----------------|-------|------------|------------|
| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類 | 資金管理団体の名称  | 指定取消年月日    |
| 島田 徳三          | 大利根町長 | 大利根政治経済研究会 | 平成二十年九月三十日 |

平成二十年十一月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十年十一月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十一年五月に発送する自動車税の納税通知書の封筒裏面の広告欄に、広告の掲載を希望する団体を募集する。

なお、広告掲載を希望するものは、次の掲載申込期限及び税務課広告掲載要綱に従い、広告掲載申込書を提出するものとする。

○ 申込期限等

一 掲載申込期限

平成二十一年一月十六日(金)

二 広告掲載申込書

税務課で配布する。

○ 税務課広告掲載要綱

一 趣旨

この基準は、埼玉県(以下「県」という。)が発付する自動車税納税通知書用封筒裏面に広告を掲載する際に必要な事項を定めるものとする。

二 広告の申込み

広告掲載の希望者は税務課所定の広告掲載申込書を県に提出するものとする。

なお、次の業種又は業者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 自動車の販売等に関連する業種
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定される業種、及び類似の業種
- (3) 消費者金融に係るもの
- (4) たばこ及び酒類に係るもの
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) その他、県が適当でないと認めるもの

三 広告主の決定方法

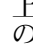
次の二段階の選定を行い広告主(一団体)を決定する。ただし、(2)による価格が同額である場合はくじにより決定する。

- (1) 広告掲載申込書に記載された広告内容が、自動車税納税通知書用封筒に掲載する広告として適当であるもの
- (2) 前記(1)のうち、広告価格が最も高いもの
- 四 広告価格
  - (1) 広告掲載申込書に記載する広告価格は一五〇万円以上とし、この価格には消費税相当分を含まないものとする。

- (2) 広告デザイン等の広告作成に要する費用は広告主の負担とする。掲載する広告の制限事項

次の広告については掲載できないものとする。

- ア 法令等に違反しているもの
- イ 公序良俗に反しているもの又は反する恐れのあるもの
- ウ 政治性又は宗教性のあるもの
- エ 意見広告
- オ 個人の氏名広告
- カ 県税を滞納している団体等のもの
- キ あたかも県が推奨しているような誤解を与える恐れのあるもの
- ク 私企業の商品、サービス等の広告及び企業イメージの向上を意図した広告
- ケ その他、県の封筒に掲載される広告として適当でないと県が認めるもの
- 六 表示の義務
  - (1) 広告には広告の責任の所在を明瞭に表示しなければならない。

- (2) 広告の上部に縦1.0cm×横3.5cm以上の大きさで「」と表示をしなければならぬ。

- 七 広告内容の承認
  - 広告主は掲載しようとする広告について、あらかじめ県の承認を受けなければならない。
- 八 その他
  - 広告主は別に定める日までに県に広告原稿の提出をしなければならない。

○ 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県総務部税務課間税担当  
電話〇四八(八三〇)二六五九

|      |                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                           |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                  |
| 発行者  | 埼玉<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号<br>〇四八―八二四―二二二(代表)                             |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六二―二九〇(代表)                          |
| 県    | 埼玉県<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |